

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームふじみ苑(ユニット型)

入居契約書

社会福祉法人富士見市社会福祉事業団

指定介護老人福祉施設入居契約書

<特別養護老人ホームふじみ苑(ユニット型)>

(以下、「入居者」といいます。)と社会福祉法人富士見市社会福祉事業団(以下、「事業者」といいます)は事業者が入居者に対して行う介護老人福祉施設サービスについて、次の通り契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、入居者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護老人福祉施設サービスを提供し、入居者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は、 年 月 日から入居者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の7日前までに、入居者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、入居者が要介護認定の更新で要介護者(要介護1～要介護5)と認定された場合、契約は更新されるものとします。

(施設サービス計画)

第3条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- (1) 入居者について解決すべき課題を把握し、入居者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標及び達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- (2) 必要に応じて、施設サービス計画を変更します。
- (3) 施設サービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を入居者又は家族に説明し、同意を得た上で交付いたします。

(介護老人福祉施設サービスの内容)

第4条 事業者は、施設サービス計画に沿って、入居者に対し、居室、食事、介護、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、入居者の希望、状態などに応じて、適切なサービスを提供します。

2 入居者が利用できるサービスは【契約書別紙】のとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、入居者及びその家族に説明します。

3 事業者は、サービス提供にあたり、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第5条 事業者は、入居者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう入居者を援助します。

2 事業者は、入居者が希望する場合は、要介護認定の申請を入居者に代わって行います。

(サービスの提供記録)

第6条 事業者は、介護老人福祉施設サービスの提供に係る記録を作成することとし、この契約終了後2年間保管します。

2 入居者及びその家族は、8時30分から17時までの間に面談室にて、当該入居者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

3 入居者及びその家族は、当該入居者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

(料金)

第7条 利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている割合の額とする。

2 入居者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計金額を支払います。

3 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに入居者に送付します。

4 入居者は、当月の料金の合計額を翌月27日までに、自動引き落としにより支払います。

5 事業者は、入居者から料金の支払いを受けたときは、入居者に対し領収書を発行します。

(契約の終了)

第8条 入居者は、事業者に対して7日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合、事業者は、入居者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(1) 入居者のサービス料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合

(2) 入居者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになった場合

(3) 入居者又はその家族が、事業者や職員又は他の入居者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

(4) やむを得ない事由により施設を閉鎖又は縮小する場合

3 入居者が要介護認定の更新で非該当（自立）又は要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 入居者が他の介護保険施設に入居した場合

(2) 入居者が死亡した場合

(退所時の援助)

第9条 事業者は、契約が終了し入居者が退所する際には、入居者及びその家族の希望、入居者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

(秘密保持)

第10条 事業者及び職員は、サービスを提供する上で知り得た入居者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様と

します。

2 事業者は、入居者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、入居者の個人情報を提供しません。

(賠償責任)

第11条 事業者は、この契約に基づいてサービスを提供するにあたって、事業者の責めに帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、入居者に対してその損害を賠償します。

(連絡義務)

第12条 事業者は、入居者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等必要な処置を行います。

(相談・苦情対応)

第13条 事業者は、入居者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の整備又はサービスに関する入居者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

(本契約に定めない事項)

第14条 入居者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、入居者及び事業者は、入居者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、入居者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人富士見市社会福祉事業団

(指定番号 1172901322)

〈住所〉 富士見市大字鶴馬3360番地1

〈代表者名〉 理事長 奥村 敬一 印

入居者

〈住所〉

〈氏名〉 印

(代理人)

〈住所〉

〈氏名〉 印

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームふじみ苑(ユニット型)
契約書別紙

社会福祉法人富士見市社会福祉事業団

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームふじみ苑(ユニット型)

契約書別紙

相談援助・ケアプラン

- 生活相談員兼介護支援専門員 細貝 力
- 生活相談員 川崎 克洋

サービス内容

- (1) 施設サービス計画（ケアプラン）の立案
- (2) 食事
- (3) 入浴
- (4) 排泄
- (5) その他日常生活行為（掃除、洗濯等）
- (6) 生活相談
- (7) 健康管理
- (8) 理美容サービス（不定期）
- (9) 余暇活動（レクリエーション、季節行事等）
- (10) 介護保険に関する諸手続きの代行

基本料金

要介護度に応じた基本報酬（ユニット型介護福祉施設サービス費）による利用料となります。

要介護度	基本報酬	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	670 単位/日	6,880 円/日	688 円/日	1,376 円/日	2,064 円/日
要介護2	740 単位/日	7,599 円/日	759 円/日	1,518 円/日	2,277 円/日
要介護3	815 単位/日	8,370 円/日	837 円/日	1,674 円/日	2,511 円/日
要介護4	886 単位/日	9,099 円/日	909 円/日	1,818 円/日	2,727 円/日
要介護5	955 単位/日	9,807 円/日	980 円/日	1,960 円/日	2,940 円/日

※富士見市地域区分（6級地）単価10.27円を乗じた表示となっております。

※上記の表は1日あたりの利用料金を表していますが、利用日数によっては端数処理のために、若干の誤差が生じる場合があります。

※利用者負担額の負担割合については、保険者である市町村より発行される介護保険負担割合証に記載されている割合となります。

各種加算及び利用料金

加算項目	単位数	利用料 (円)	利用者負担額(円)			算定回数等
			1割負	2割負	3割負	
初期加算	30	308	31	62	93	入居から30日間に限る 30日を超える入院後再び 入居した場合も同様
安全対策体制加算	20	205	21	41	62	入居時に1回を限度
外泊時費用加算	246	2,526	253	506	758	入院又は外泊初日と最終 日は除く 6日限度/月・最大12日 間に限る
看護体制加算(Ⅰ)口	4	41	5	9	13	1日につき
看護体制加算(Ⅱ)口	8	82	9	17	25	1日につき
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18	184	19	37	56	1日につき
精神科医師定期的療養指導加算	5	51	6	11	16	1日につき
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46	472	48	95	142	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	61	7	13	19	1日につき
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	410	41	82	123	1月につき
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	513	52	103	154	1月につき
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	924	93	185	278	1月につき
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	1,129	113	226	339	1月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	30	3	6	9	1月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	133	14	27	40	1月につき
排せつ支援加算(Ⅰ)	10	102	11	21	31	1月につき
排せつ支援加算(Ⅱ)	15	154	16	31	47	1月につき
排せつ支援加算(Ⅲ)	20	205	21	41	62	1月につき
自立支援促進加算	300	3,081	309	617	925	1月につき
看取り介護加算(Ⅰ)	72	739	74	148	222	死亡日以前31日以上 45日以下
	144	1,478	148	296	444	死亡日以前4日以上 30日以下
	680	6,983	699	1,397	2,095	死亡日の前日及び前々日
	1,280	13,145	1,315	2,629	3,944	死亡日

介護職員処遇改善加算(I)	所定 単位数の 14.0%	左記の 単位数 × 地域区分 (10.27)	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	(所定単位数) 基本報酬に各種加算-減 算を加えた総単位数
---------------	---------------------	------------------------------------	-----------	-----------	-----------	-------------------------------------

食費

	負担段階	預貯金等の基準額	1日あたりの金額
第1段階	市町村民税世帯非課税の境界層該当者、 生活保護受給者の方	単身 1,000 万円以下、 夫婦 2,000 万円以下	300 円
第2段階	市町村民税世帯非課税世帯で、 前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入 額」+「非課税年金収入額」が 80 万円以下の方	単身 650 万円以下 夫婦 1,650 万円以下	390 円
第3段階 ①	市町村民税世帯非課税世帯で、 前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入 額」+「非課税年金収入額」が 80 万円を超え 120 万円以下の方	単身 550 万円以下 夫婦 1,550 万円以下	650 円
第3段階 ②	市町村民税世帯非課税世帯で、 前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入 額」+「非課税年金収入額」が 120 万円を超える方	単身 550 万円以下 夫婦 1,550 万円以下	1360 円
上記以外の課税対象の方			1,545 円

居住費

	負担段階	預貯金等の基準額	1日あたりの金額
第1段階	市町村民税世帯非課税の境界層該当者、 生活保護受給者の方	単身 1,000 万円以下、 夫婦 2,000 万円以下	880 円
第2段階	市町村民税世帯非課税世帯で、 前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入 額」+「非課税年金収入額」が 80 万円以下の方	単身 650 万円以下 夫婦 1,650 万円以下	880 円
第3段階 ①	市町村民税世帯非課税世帯で、 前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入 額」+「非課税年金収入額」が 80 万円を超え 120 万円以下の方	単身 550 万円以下 夫婦 1,550 万円以下	1,370 円
第3段階 ②	市町村民税世帯非課税世帯で、 前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入 額」+「非課税年金収入額」が 120 万円を超える方	単身 550 万円以下 夫婦 1,550 万円以下	1,370 円
上記以外の課税対象の方			2,066 円

その他費用

- | | | | |
|----------|-------|--------|----------------|
| ① 日用品費 | 1日あたり | 150円 | (選択/□ 必要・□ 不要) |
| ② 特別な行事食 | 1回あたり | 500円 | |
| ③ 理美容 | 1回あたり | 1,500円 | |
| ④ その他 | 行事参加費 | | |

※①品目

- ・ 歯ブラシ
- ・ 歯磨き粉
- ・ 入歯洗浄剤
- ・ 入歯入れ
- ・ ティッシュ
- ・ おしぼり
- ・ フェイスタオル
- ・ バスタオル
- ・ 化粧水等
- ・ シャンプー
- ・ ボディーソープ
- ・ 入浴剤
- ・ ヘアブラシ
- ・ 剃刀
- ・ シェービングフォーム
- ・ ストロー付カップ